



# 川崎南支部だより

第546号 (令和5年9月発行)

発行者  
(公社)神奈川労働安全衛生協会  
川崎南支部  
川崎区榎町5-13小林ビル101  
電話 044-221-9082  
FAX 044-221-9083  
E-mail kawaminami@roaneikyo.or.jp  
編集 広報委員会

## 令和5年度「全国労働衛生週間」を迎えて

川崎南労働基準監督署長  
松本 進吾



日頃から当署における行政の推進に多大なるご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。

今年で第74回を迎える全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況ですが、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっており、中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっています。

また、過労死等事案の労災認定件数は、高止まりしている状況であり、特に精神障害による労災認定件数は令和4年度には710件と過去最多となっています。

化学物質による休業4日以上の労働災害は、年間450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めており、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶ちません。

石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しております、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられない事例が散見されます。

さらに、令和3年5月17日の建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏

まえ、有害物質による健康障害の防止措置を義務づける労働安全衛生法第22条の規定に関連する労働安全衛生規則等11の省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務づける改正が実施され、令和5年4月に施行されており、事業者に求められる労働衛生対策の実施対象の幅は広がっています。

このように労働衛生分野における課題・取り組むべき事項は多岐にわたっていますが、本年も10月1日から7日まで、全国労働衛生週間が展開されます。今年度のスローガンは、「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」です。

皆様もこの週間を契機として、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図っていただくとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進をお願いします。

## 令和5年度 全国労働衛生週間 川崎南地区推進大会

川南労基署関係団体連絡会

今年も全国一斉に9月1日から9月30日迄を準備期間とし、10月1日から7日迄を本週間とする「第74回全国労働衛生週間」が実施されます。



これに合わせ、去る9月6日に川崎市産業振興会館において、全国労働衛生週間川崎南地区推進大会が川崎南労働基準監督署 松本署長をはじめ、川南労基所関係団体連絡会の各代表出席のもと、関係各社より多数の参加を得て盛大に開催されました。

推進大会では、(公社)神奈川労

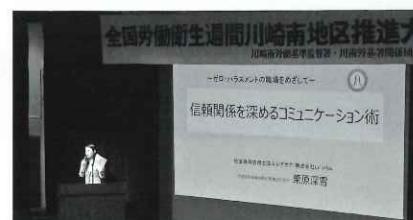
務安全衛生協会川崎南支部 岡支部長、川崎南労働基準監督署 松本署長、川崎市経済労働局労働雇用部 東部長のご挨拶を頂きました。

続いて、本年度の厚生大臣及び神奈川労働局安全衛生表彰を受賞された企業の紹介と選考理由について川崎南労働基準監督署 青山副署長よりありました。

その後、川崎南労働基準監督署 高橋安全衛生課長による、本年度の「全国労働衛生週間実施要項」の説明があり、全国労働衛生週間の「大会宣言」が川崎南支部労働衛生部会 関矢部会長より力強く宣言されました。

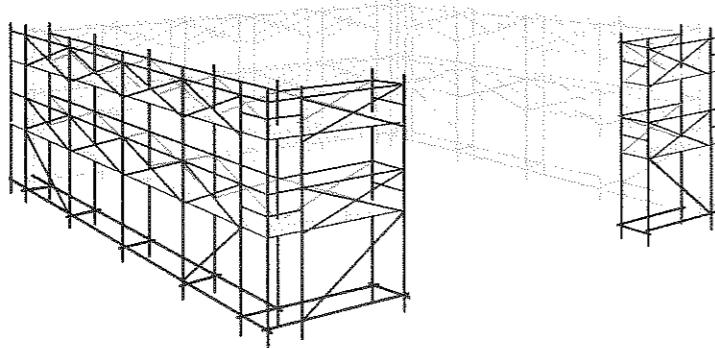
その後、川崎市健康福祉局からのお知らせがあり、第二部として、社会保険労務士法人アレアホア代表の栗原深雪氏による「～ゼロ・ハラメントの職場をめざして～信頼関係を深めるコミュニケーション術

深めるコミュニケーション術」と題し、特別講演があり、神奈川産業保健総合支援センターからのお知らせで閉会となりました。



# 足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

### 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

### 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

### 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1

### 一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1  
施行

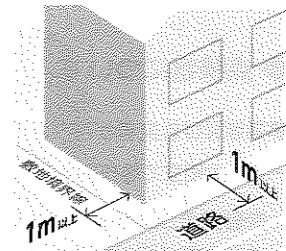
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外縁を起点とした hari 方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

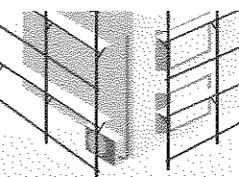
#### ●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

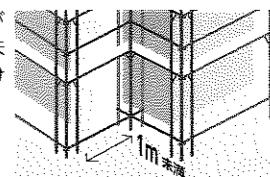


#### ●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

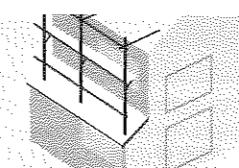
- ・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



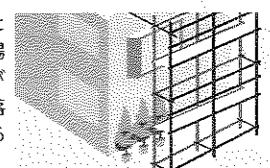
- ・建築物の外縁の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



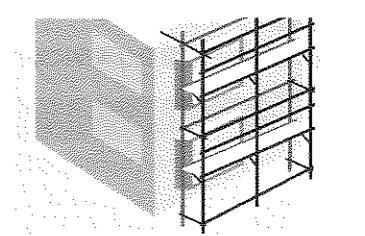
- ・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔<sup>\*</sup>が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動搖や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



<sup>\*</sup>図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

**2**

**足場の点検時には点検者の指名が必要になります** 安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

#### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

#### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

**3**

**足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります** 安衛則第567条、第655条

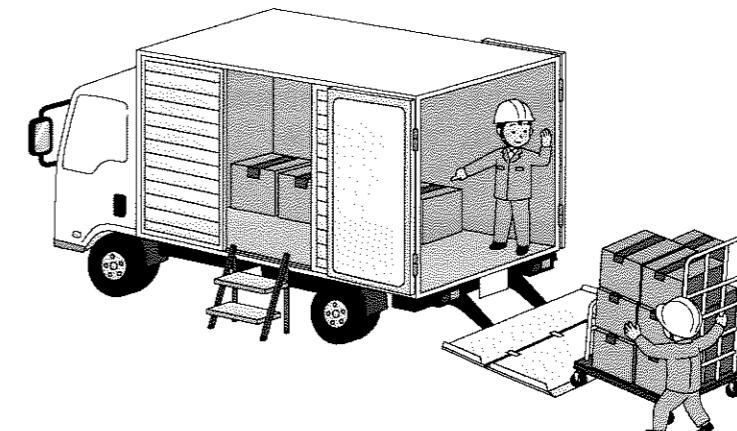
R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

## &lt;留意点&gt;

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

#### 改正のあらまし

**1**

**昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます**

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

**2**

**テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます**

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

**3**

**運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます**

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1  
施行

### ● 昇降設備について (安衛則第 151 条の 67 関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

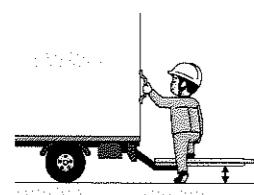
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

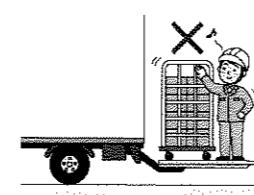
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

\*荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

### 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。  
※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

### ● 保護帽について (安衛則第 151 条の 74 関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

①最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

②最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

\*荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

## 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1  
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作\*の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3 年間保存する必要があります。

\*『テールゲートリフターの操作』には、稼働スイッチの操作のほか、キャスター停止等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科 目	範 囲	時 間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

### 【一部省略できる者】

① 施行の日時点において 6 月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45 分以上で可　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可  
関係法令 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1 時間以上で可

② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可  
関係法令 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可  
関係法令 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可  
※その他詳細については最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせください。

## 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1  
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

# 1 神奈川県最低賃金が時間額1,112円に改定されます

神奈川県最低賃金が時間額1,112円に改定され、令和5年10月1日から発効されます。

この最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

## ① 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

## ② 最低賃金額以上かどうかを確認する方法

最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金（時間額）と比較します。

**POINT**  
最低賃金制度とは？

**働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。**

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

**POINT**  
最低賃金額以上となっているかの  
チェック方法は？

**チェックしたい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較します。**

- (1) 時間給の場合  
時間給 ≥ 最低賃金額（時間額）
- (2) 日給の場合  
日給 ÷ 1日の平均所定労働時間（時間額に換算）≥ 最低賃金額（時間額）
- (3) 月給の場合  
月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間（時間額に換算）≥ 最低賃金額（時間額）
- (4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合  
例えば、基本給(日給) → (2)の計算で時間額を出す  
② 各手当(月給) → (3)の計算で時間額を出す  
③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

## 川崎南地域産業保健センターからのお知らせ

50人未満事業場の皆さんへ保健サービスを無料で提供しております

### ◆ 提供する保健サービス ◆

- 1 定期健康診断実施後の就業区分判定を受けたいけど(意見聴取)…安衛法第66条の4
- 2 長時間労働該当者の面接指導の実施したいけど…安衛法第66条の8,9
- 3 定期健康診断結果の保健指導を受けたいけど…安衛法第66条の7
- 4 心が少し疲れているので相談したいけど(メンタルヘルス)
- 5 治療のため休職することになった。復職したい(仕事との両立)について相談したい
- 6 高ストレスを抱えているので相談したい…安衛法第66条の10

**電話：044-200-0668 FAX：044-742-6275**

住所：川崎市川崎区複町1-8 ニッコービル402号

Web でお申し込みください

HP：<https://www.kanagawas.johas.go.jp/publics/index/540/>

### ■ 開催方法

下記の窓口開催日をご利用いただけます。なお、開始時間は問い合わせください。

就業区分判定(意見聴取) (上記1. 2. 3 項対象) 窓口開催時間(基本) 13時30分～								メンタル 高ストレス等
10月	2日(月)	4日(水)	18日(水)	24日(火)	26日(木)	27日(金)	31日(火)	
11月	8日(水)	13日(月)	15日(水)	17日(金)	29日(水)		10日(金)	
12月	5日(火)	14日(木)	21日(木)				8日(金)	
							19日(火)	
1月	16日(火)	17日(水)	18日(木)	24日(水)	26日(金)		12日(金)	
2月	2日(金)	7日(水)	22日(木)	27日(火)			9日(金)	
							20日(火)	
3月	4日(月)	5日(火)	13日(水)	15日(金)	21日(木)	27日(水)	8日(金)	

「神奈川産業保健総合支援センター」もご利用ください(無料)電話045(410)1160  
メンタルヘルス対策・ストレスチェック制度導入のサポート  
治療と仕事の両立支援制度の導入や個別調整支援

## 令和5年度下期 10月度川崎南支部主要行事

月	日	行 事 予 定	月	日	行 事 予 定
10月	3日	製造業における職長等の能力向上教育	10月	23日	化学物質管理者選任のための研修
	18日	安全配慮義務研修		30～31日	第1種衛生管理者国家試験事前講習会